

平成27年度第3回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会議事録

1 日時

平成27年10月23日（金）午前10時～午前11時10分

2 場所

岡崎市役所東庁舎 6階602号室

3 出席委員

山崎浩司 櫻井敬子 庄村勇人 深津有香

4 欠席委員

川畑博昭

5 実施機関職員

市民課 佐野好信 小林大輔 片岡拓己

サービス課 宮瀬和之

6 説明のために出席した職員

総務文書課 柴田伸司 鈴木洋人 森聡子

7 議題

- (1) 特定個人情報保護評価（住民基本台帳に関する事務）の審議
- (2) 行政不服審査法の改正に伴う情報公開・個人情報保護に関する不服申立制度における対応についての審議

8 議事（要旨）

（事務局：柴田）

本日は、平成27年度第3回の審査会に、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、「住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価」と「行政不服審査法の全部改正に伴う情報公開・個人情報保護に関する不服申立制度における対応」についての審議をお願いいたします。

それでは会議に先立ちまして、本日の審査会の公開についてですが、本日の会議内容には、特定の個人が識別されるような個人情報が含まれておりませんので、「岡崎市附属機関の会議の公開に関する要領」第2条によりまして、公開とさせていただきます。

それでは、議事の執りまわしを山崎会長にお願いいたします。

（山崎会長）

お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、川畑先生が都合により御欠席となりましたが、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年度第3回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会を始めさせていただきます。

本日の審議内容の一つ目になります「住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価」の審議です。

昨年の12月に「住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価」の審議をしていただきましたが、今回は再点検となります。審議の概要について事務局から説明後、担当課から説明してもらいます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局：森)

本日は、昨年12月に審議をしていただきました住民基本台帳に関する事務の全項目評価書についての再点検となります。

なぜ、再点検をしなければならないかと申しますと、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容、情報提供ネットワークシステムによる情報連携、特定個人情報の入手元などの記載項目の変更というのは、「重要な変更」とされておりまして、重要な変更がある場合は、特定個人情報保護評価をしなければならないと番号利用法で規定されています。

住民基本台帳に関する事務の全項目評価にこの「重要な変更」がされましたので、審査会で再点検していただくことになりました。よろしく願いいたします。

以上でございます。

(山崎会長)

それでは、市民課から説明をお願いします。

(市民課：佐野)

事務局から説明のありましたとおり、住民基本台帳に関する事務につきましては、昨年度に特定個人情報保護評価書をこの審査会において承認していただいております。しかし、大きな変更がある場合は、再評価、つまり評価書を再度作成し、第三者点検を行う必要がありますので、今回御意見をいただくことになりました。

大きな変更とは何かと申しますと、住民基本台帳の新しいシステムが平成28年5月から運用開始予定でして、この「新しいシステムの再構築」というのが、特定個人情報保護評価上では、大きな変更となります。ですので、新しいシステムに関して再度評価書を御提示させていただきます。

新しい評価書については、平成27年8月18日から同年9月18日までの期間、パブリックコメントをいたしました。パブリックコメントの意見は前回同様なしでございます。それを踏まえまして、第三者点検をお願いします。

それでは、詳細は担当から御説明させていただきます。

(市民課：小林)

まず、資料に一部訂正がございますので、事前にお配りした資料の差替えをお願いします。資料「平成27年度変更箇所」の5ページ目1段目を追記させていただいております。

具体的な内容を説明させていただきます。変更点は、2点あります。

1点目は、先ほど市民課佐野の説明のとおり、使用するシステムの変更です。平成28年5月から新システムになりまして、この新システムはクラウド上で構築されますので、その点の変更点となります。

2点目は、前回の評価時で国の制度詳細が未確定だったことやスケジュールの都合上、現行システムの

評価書では「使用しない」としていた「情報提供ネットワークシステムの連携」について、「使用する」に変更させていただきました。この点について評価書を変更させていただいております。

では、それぞれ詳細について順に御説明させていただきます。

1点目です。これまで住民基本台帳事務で利用していました日立の「住民記録システム」は、岡崎市の庁内にある汎用機、ホストコンピュータを利用していました。この汎用機の使用期限が近づいてきているということもあり、新システムを構築することになりまして、構築後は、外部データセンター上にあるクラウド上で構築させていただきます。システム自体はパッケージ製品です。これまで岡崎市庁舎内にあり、職員により管理していた汎用機のシステムが、国内のデータセンターのクラウド上で機器やシステムを業者によって管理されるものとなります。また、新システムでは業務利用時の認証部分に変更になります。

具体的にイメージしていただくため、事前にお配りしています「事務イメージ図」を御覧ください。

こちらの図では、今までは、中央に記載してあります、汎用機の中に住民記録システムがあります。それに対して新たに構築されるシステムは、外部のデータセンター上に作られるシステムになります。こちらの外部データセンターに印鑑登録システムや選挙システムが入ります。それぞれのシステムから入れはしますが、それぞれ独立したシステムになりますので、例えば選挙システムから直接個人番号が利用されることはありません。それ以外の事務の流れは前回から変更はございません。

続きましてお手元の「平成27年度変更箇所」と書かれた資料を御覧ください。

システム変更による変更点は、「平成27年度変更箇所」の1ページ目3段目、4段目、3ページ目3段目、4段目、8段目、9段目、25段目、4ページ7段目、11段目、5ページ1段目、2段目、3段目、4段目になります。

1ページ目3段目「I-2システム1②システムの機能」については、修正後は、印鑑登録業務を削除しました。従前のシステムでは住民記録システムというシステムの中に印鑑登録業務の機能が入っていたのですが、新しいシステムにこの機能はありませんので、削除しました。

1ページ目4段目「I-2システム1③他システムとの接続」ですが、税務システム、下水道管理システム、市営住宅システムを削除し、宛名システム等、印鑑登録システムを追加しました。新システムになると一部接続の仕方が変わるためです。

3ページ目3行目「(別添1)事務の内容」は、イメージ図を変更したものです。

3ページ目4段目「II(1)-2④記録される項目」は、今まで、住民記録システムで保有していた学校・教育関係情報、印鑑登録情報、し尿汲取情報については、新システムでは管理しませんので、削除しました。

3ページ目8段目「II(1)-4委託事項1」は、新システムはパッケージ商品になりますので、保守のみになりました。

3ページ目9段目「II(1)-4委託事項1委託先への特定個人情報ファイルの提供方法」の変更点は、今までは庁舎内にあった汎用機でしたので、当市の用意した環境内のみで作業し、データ出力はしないとしていましたが、構築後はデータセンター管理のクラウドサービスであるため、データセンター内のサーバ

一室にて直接操作、住民記録システム端末の直接操作としました。

3ページ目25段目「Ⅱ(1)－6 保管場所」については、「ホストコンピュータ」と記載していたところを「クラウドサービス」と内容を変更したものです。

4ページ目7段目「別添2」は、ファイルの記録項目変更により、保持する内容が変わりましたので、変更したものでございます。

4ページ目11段目「Ⅲ(1)－3 リスク2 ユーザ認証の管理-具体的な管理方法」等について、新システムの認証・アクセス方法の変更によるものです。

5ページ目1段目「Ⅲ(1)－5 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録-具体的な方法」等についてですが、特定個人情報の提供・移転の方法が、新システムがクラウドになることに伴い、情報政策課で定めています「岡崎市ホストコンピュータ等運営要綱」が変更されますので、評価書に記載しました。

5ページ目2段目「Ⅲ(1)－6」、情報提供ネットワークシステムとの接続について、提供に関する項目（リスク5～7）を追記しました。

5ページ目3段目「Ⅲ(1)－7 リスク1 ⑤」について、現在が「サーバー室入室」等の表現に対して、クラウド形態のサービスに合わせて表現を変更してあります。

5ページ目4段目「Ⅲ(2)－7 リスク1 ⑥」不正プログラム対策として評価書に表現していたところを、岡崎市の環境ではないところのクラウドサービス上になりますので、合わせて変更しました。

以上が1点目の変更点である、新システムになることによる変更の詳細でございます。

続きまして変更点の2点目です。もう一度「事務イメージ図」を御覧ください。

住民記録システムから右へ出ている線をたどると、四角の下側に「中間サーバーコネクタ」、「中間サーバー」とあり、さらに中間サーバーからの線が右側の「情報提供ネットワークシステム」へ接続されています。この部分が変更点の2点目になります。

情報提供ネットワークシステムは、今回のマイナンバー制度で新たに構築される国のシステムでして、他市町村や国税庁などの行政機関の情報を照会でき、逆に岡崎市が保有している情報を提供するためのシステムになります。この情報提供ネットワークシステムに接続するため、各団体の提供用情報を用意しておく中間サーバーシステムが国から提供されます。この中間サーバーシステムと岡崎市の情報がスムーズに連携するために岡崎市独自で中間サーバーコネクタというシステムを新たに利用するようになります。

これらのシステムを新たに使用することになりますので、特定個人情報保護評価書を、これらの連携部分について変更しております。

では、「平成27年度変更箇所」を御覧ください。

情報提供ネットワークシステムの連携による変更点は平成27年度変更箇所の1ページ目2段目、5段目、2ページ目3段目、4段目、3ページ目1段目、11段目、14段目、4ページ目9段目になります。

1ページ目2段目「I－2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」の欄に、新たに、中間サーバーコネクタと中間サーバーを追加しました。

1 ページ目 5 段目「Ⅰ－2 システム 3 ②システムの機能」については、中間サーバーコネクタとの連携を追加しています。

2 ページ目 3 段目「Ⅰ－2 システム 5 ③他システムとの接続」では、宛名システム等の追加と記載しました。「宛名システム」は国の表現ですが、これは岡崎市でいうところの「中間サーバーコネクタ」となります。

2 ページ目 4 段目「Ⅰ－4 ①事務実施上の必要性 (1)住民基本台帳ファイル」については、情報提供ネットワークシステムの連携の法的根拠となる番号利用法第19条別表第2の特定個人情報の照会及び提供の事務において、個人番号に代えて利用する個人番号対応符号の取得に利用するため、また、情報提供ネットワークシステムによる提供等を行うため、記載したものです。

3 ページ目 1 段目「Ⅰ－6」では、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を「実施しない」から「実施する」に変更し、接続先の内容を記載しました。

3 ページ目 11 段目「Ⅱ(1)－5 提供・移転の有無」ですが、情報提供ネットワークシステム連携に伴い、他自治体への情報の提供・移転がありますので、件数が増えています。

3 ページ目 14 段目「Ⅱ(1)－5 提供先」は、番号利用法第19条第7号別表第2に定める「情報照会者」を追加しました。

4 ページ目 9 段目「別添提供先一覧」は、情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧を追加しました。

以上、情報提供ネットワークシステムに接続することに伴う変更点でございます。

その他の変更点としましては、前回評価時点では、定まっていなかった法・政令・条例等が公布されたこと等によるものです。また、事務についても再度見直しをしておりますので、一部変更がございます。

今回の変更において、利用するシステムの変更や接続システムが増えたりはしますが、事務自体の流れは大きく変わらず、利用システムの変更による安全性が損なわれることはありませんので、リスクが増えることはありません。さらに、新システムのデータセンターは、現在本市で運用中の税総合システムと同じ場所に構築予定でございますので、安全性は変わらず担保されているものでございます。

以上の内容をもちまして、提出しました評価書の承認を頂けたらと思います。

(山崎会長)

各委員の方から、御質問等はありませんか。

大変大きな変更であることはよく分かりました。

(庄村委員)

変更点の 5 ページ目 1 段目「Ⅲ(1)－5 リスク 1」の追加箇所ですが、提供・移転について、「岡崎市ホストコンピュータ等運営要綱」を適正な表現に修正とありますが、提供・移転をするときに、岡崎市では運営要綱というものがあって、それを修正するというのでしょうか。内部の基準として作っていたものを変更するというのでしょうか。

(市民課：小林)

はい、そうです。「岡崎市ホストコンピュータ等運営要綱」が、データセンターによる管理に対応した要綱ではありませんでした。また、前回の評価書では、「岡崎市ホストコンピュータ等運営要綱」について、特に記載はしなかったのですが、今回要綱を整備しましたので、評価書に記載させていただきました。

(庄村委員)

運営要綱は以前からあったのでしょうか。

(市民課：小林)

運営要綱自体は以前からありました。ただし、その中にはデータセンターでシステムを管理する内容の規定はありませんでした。

(庄村委員)

運営要綱の中には、特定個人情報の提供・移転、また岡崎市としての手続方法や提供先まで書いているのでしょうか。

(市民課：小林)

事務手続中心の要綱であります。

(庄村委員)

個別の特定個人情報の目的等については別のところで定めるのでしょうか。

(市民課：佐野)

目的については、番号利用法に規定がありますし、平成27年9月定例会で、条例を制定しました。

この運営要綱については、あくまで技術的に外部のクラウドの規定がなかったため、要綱を整備したものでございます。

(庄村委員)

分かりました。

(山崎会長)

前回12月の審査会で提出された評価書については、適切と判断しましたが、今回の「住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価」についても、適切なものと判断してよろしいでしょうか。

(山崎会長)

全員一致で適切と判断します。

続いて、行政不服審査法の改正に伴う情報公開・個人情報保護に関する不服申立制度における対応について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：森)

「行政不服審査法の改正に伴う情報公開・個人情報保護に関する不服申立制度における対応について」説明させていただきます。

資料2を御覧ください。

まず、「1 諮問の理由」になりますが、平成26年6月13日に行政不服審査法、以後、改正法とさせていただきますが、全部改正されまして、平成28年4月1日に施行される予定でございます。

行政不服審査法におきましては、昭和37年の制定以来、50年以上、実質的な法改正がないということで、公正性の向上、使いやすさの向上の観点から見直されたものでございます。この改正法へ対応するため、岡崎市情報公開条例と岡崎市個人情報保護条例に規定された不服申立制度のあり方について、先生方の御意見を伺いたく諮問をいたしました。

次に「2 改正法の概要」について、改正の主な点について説明させていただきます。

まず、「(1) 公平性の向上」につきましては、「ア 審理員、処分に関与しない職員ですが、この審理員による審理手続の導入」、「イ 第三者機関（行政不服審査会）への諮問手続の導入」の2点が主なものでございます。

【【改正後】】の図を御覧いただきますと、審理員と第三者機関が新設されておりまして、旧法に比べてより公正性が高められております。

次に、「(2) 使いやすさの向上」ですが、こちらにも主なものが2点ございまして、「ア 審査請求に一元化」、「イ 審査請求期間を60日から3か月に延長」でございます。

一元化した理由は、まず、旧法においては、上級行政庁があるかどうかで異議申立てになるのか、審査請求になるのかという不服申立人からしますと偶然の差異によって、手続が異なるのは不合理であるということ、審査請求や異議申立てといった複数の申立ての種類があり、分かりづらいこと等の問題があったためでございます。

審査請求機関につきましては、権利利益の救済を受ける機会をより保障するために、3か月に延長されました。

次に、「3 諮問事項」について説明させていただきます。

改正法では、審理員を置いて、審理員が審理を行い、審査庁を経て、行政不服審査会へ諮問するとされております。岡崎市の現行の開示決定等に関する不服申立ては、審理員というものはありませんが、既に第三者機関である岡崎市情報公開・個人情報保護審査会で諮問を受け、審議し、答申をしております。

行政不服審査法の改正後も、現行の岡崎市の開示決定等に関する不服申立制度と同様に、審理員を置かないということも可能でして、次のページの一番初めになりますが、改正法第9条ただし書に規定があります。

改正法第9条第1項には、審理員の指名について規定されていますが、下線が引かれた部分の「条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合は、この限りでない。」という部分でございます。

つまり、条例に基づく処分については、条例で特別な定めを設けて、審理員を指名しないとすることができるということでございます。

そこで、資料を一枚戻っていただきまして、1ページの一番下の段落になりますが、岡崎市情報公開条例、個人情報保護条例の両条例で規定しています不服申立制度について、改正法第9条ただし書規定により、審理員制度を導入せずに現行制度を基本とするのか、あるいは新制度である審理員制度を導入するのか、今後の制度のあり方について検討する必要がありますので、諮問させていただきました。

これに対する岡崎市の案ですが、資料をおめくりいただきまして、「4 対応（案）」の四角で囲まれた

部分になります。

「開示決定等に係る審査請求の適法性、妥当性の判断に当たって審査会を介する必要性が高く、改正法の趣旨は既に現行制度に盛り込まれているため、現行制度を基本、審理員制度は適用除外とし、既存の審査会において審理を行う、とする。」という案を御提示します。

このような案を御提示した理由は4点ございます。

まず、1点目は、審査会は弁護士、大学教授、公認会計士からなる附属機関でございまして、審査会では、異議申立人と処分庁の双方の主張を聴いて、関係資料を検分し、審議を行っておりますので、改正法において審理員が行う審理手続と同等の審理を既に行っている点でございます。

2点目は、審理員制度を導入すると、審査請求の審理手続に差異が生じてしまい、公正性の観点から適切ではないという点でございます。

改正法第9条第3号におきまして、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会などに審査請求された場合は、審理員を指名しないこととされております。

審理員を置くとすると、市長においては審理員による審理手続が行われて、教育委員会、選挙管理委員会などは審理員によらない審理手続となってしまうので、審査請求の審理手続に差異が生じて、公正性の観点から適切ではないと考えます。審査請求人にとっては同じ開示決定に対する審査請求であっても、審査請求先によって審理手続が異なるということになってしまいます。

3点目は、総務省の「逐条解説 行政不服審査法」において、審理員を指名しないと条例で定めることを想定しているのは、情報公開条例に基づく処分について、地方公共団体の情報公開審査会が諮問を受けて実質的な審理を行っている場合としている点です。

4点目は、国は既に、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」と「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律」を改正してございまして、審理員による審理手続を不要としております。補足になりますが、西三河9市も概ね国と同様に審理員による審理手続を不要と考えております。

以上4点が対応案の理由でございます。

提案どおり、審理員制度を導入せずに、岡崎市情報公開・個人情報保護審査会に諮問するとしたとすると、行政不服審査法改正後に審査会の役割がどのように変わるかということですが、口頭意見陳述の方法が変わってきます。

改正法では、口頭意見陳述の申出があった場合は、審理員を置かない場合は審査庁が口頭意見陳述を行うと規定されておりますが、この審査庁が行う口頭意見陳述と同様の意見陳述を審査会でも行えるように条例で規定しようと考えております。

今までは、審査請求人、実施機関がそれぞれ別で審査会で口頭意見陳述を行っていましたが、審査請求人、実施機関を招集して、対面式で行うことになります。

さらに、改正法で規定しているとおり、申立人に審査会の許可を得て、実施機関に質問する権限が与えられることになります。

以上、対応案について説明させていただきましたが、今までも第三者機関である審査会において公正に

審議していただいておりますし、審査の事例の蓄積もありますので、行政不服審査法の改正後も今までどおり審査会へ諮問させていただきたいと思っておりますので、審査会の先生方の御意見を伺いたいと思っております。

最後に、諮問事項ではございませんが、「5 条例改正について」説明させていただきます。

改正法の施行に伴いまして、資料にあります4点について条例改正する予定でございます。

まず、「(1) 審査会による意見陳述を改正法の規定による意見陳述とする。」とありますが、これは先ほど説明させていただいたものでございます。

「(2) 審査請求について改正法における審理員による審理手続等に関する規定の適用除外とする。」これは、本日の審査会で審議していただくものでございます。

「(3) 不作為に対する審査請求についても審査会への諮問を行うものとする。」

「(4) 字句の整理」については、審査請求に一元化されたことに伴って「不服申立て」を「審査請求」、「不服申立人」を「審査請求人」、「決定又は裁決」を「裁決」等に改正します。

条例改正について補足ですが、行政不服審査法の改正に伴うものではございませんが、現行条例では「委託」については、罰則規定はありますが、「再委託」と「派遣労働者」についての罰則規定がありませんので、正当な理由がなく個人情報データを外部へ提供したとき等の罰則適用の対象として「再委託」と「派遣労働者」を加える改正を平成27年12月議会で改正する予定でございます。

(事務局：柴田)

この点につきましては、前回の審査会で庄村先生からも御指摘がありましたが、岡崎市としてそういったところに対応していきたいと考えておりまして、条例改正するものでございます。

(事務局：森)

以上、簡単ではございますが、説明させていただきました。

先生方には、4月1日以降も、行政不服審査法の改正に伴う情報公開・個人情報保護に関する不服申立制度については、現行制度を基本とし、審理員制度を導入せずに情報公開・個人情報保護審査会で御審議いただきたいと考えておりますが、よろしかったでしょうか。本日諮問書をお配りしましたが、審査会の意見として答申をお願いしたいと思っておりますので、御審議をよろしく願いいたします。

以上でございます。

(山崎会長)

何か質問、意見はありますか。

(庄村委員)

審理員制度を入れずに、第三者機関制度を取るということで、ここの関係ではそれでいいと思うのですが、ほかの案件はほかの案件で処理するということですか。つまり、一般的な行政不服審査会というものを作って、そこに情報公開を吸収させるという形ではなくて、不服申立ては個別の問題については、行政不服審査会の審議からは情報公開は除くと。ほかの区画整理などはまた別で立ち上げるのでしょうか。現行であるかも分かりませんが。

(事務局：柴田)

新規で「岡崎市行政不服審査会」というものを設けまして、情報公開・個人情報保護条例の決定についての不服申立制度については、こちらの審査会にお願いして、それ以外の不服申立てについては、行政不服審査会という別の附属機関で審議を行う予定です。

(庄村委員)

別の附属機関を立ち上げるということですね。そこからは情報公開は除くと。

大体ほかの不服申立てはどれくらいの件数あるのでしょうか。

(事務局；柴田)

年間2、3件でございます。

(庄村委員)

区画整理があると多くなるということはあるのでしょうか。

(事務局；柴田)

そうですね。区画整理ですと、一昨年5件の不服申立てがありまして、年間の合計で7、8件でございます。税と福祉関係で不服申立てもありました。

(庄村委員)

行政不服審査会に情報公開を含まないという制度設計ならば、現在と余り変わらないのかと思います。

他市ですと、別事案も含めて情報公開の審査会委員が行政不服審査会にそのまま移ることもあり、そうになると、審理対象が増えますよね。我々は今までの審理範囲と同じと考えればいいのであれば、そんなに大きな変更ではないのかと思います。

(山崎会長)

審理員制度の適用除外とする形になっても、今までのやり方とは違う部分も出てくるということで、先ほど「対面型」口頭陳述がありました。もう1点の変更点について、もう少し詳しく説明していただけますでしょうか。

(事務局；森)

申立人が、審査会の場で処分庁、実施機関に対して質問したいときに、今までは対面型ではなかったためそういった機会はありませんでしたが、法改正後は、申立人が処分庁に対して意見陳述の場で審理員の許可を得て直接質問することができます。ですので、今後は行政不服審査法の口頭意見陳述を保障するとすると、対面式になり、質問を受け付けるということになります。

(山崎会長)

今までの流れでは、異議申立人には審査会で意見を聞いた後退出してもらい、その後実施機関の話があった所、今後は一同で介して陳述をするということですね。

(事務局；柴田)

そうです。改正行政不服審査法により、審理員を設けた場合、審理員の許可を得たら、審査請求人は処分庁に対して質問ができるという制度ができたものですから、今回、審理員を置かないとしても、それと同じ権利・制度を設ける必要があると考えております。今までは申立人が一方的に意見を言うことしかで

きなかったものが、処分をした事務当局の職員、処分庁に対して質問をすることができるということです。

(櫻井委員)

今まで申立人が質問したい場合はどうしていたのでしょうか。

(事務局：柴田)

制度的には用意されていませんでしたが、事実上は違う場で直接話したりしていました。

(山崎会長)

審理員を置くとなると、この審査会にさらに審理員が加わる訳ですから、少し煩瑣^{はんさ}な感じがします。基本的には今の状態でやりましょうということですよ。

(事務局：柴田)

はい。先ほどの説明にもありましたが、市長が処分をする場合以外に教育委員会等が処分をする場合がありますが、今回の法改正では教育委員会等は審理員の制度は適用除外となっております。そうすると、教育委員会等は今までどおりのやり方で情報公開審査会に申立てが出てきて、市長部局については条例で何も措置しなければ審理員を置くということになります。実施機関の間で差もできてしまいますし、今までの判断の蓄積もありますので、実施機関の対応案のとおりとしたいものでございます。

(山崎会長)

審理員を置くことで分かりにくくなってしまう部分があるということですね。それでは、最後に確認をさせていただきますが、「行政不服審査法の改正に伴う情報公開・個人情報保護に関する不服申立制度における対応」について、審査請求があった場合、現行制度を基本に、審理員制度は適用除外とし、既存の審査会において審理を行うということよろしいでしょうか。

(山崎会長)

では、全員一致で、実施機関の対応案に決定とします。続いて、上下水道局サービス課から「公共下水道使用料賦課事務」に係る個人情報の目的外提供についての報告をお願いします。

(サービス課：宮瀬)

公共下水道使用料賦課事務における個人情報の提供について、御説明します。

お手元の資料は3枚ございまして、1枚目は「個人情報目的外提供報告書」、2枚目は明治用水土地改良区から岡崎市への情報提供の依頼書、3枚目は情報提供の内容の概要を記したのになります。

それでは、3枚目の資料を御覧いただきながら、御説明したいと思います。

岡崎市域において、「明治用水」という用水路に排水している家庭や事業所等があります。

明治用水は、豊田市にて矢作川から取水し、安城・豊田・岡崎・西尾・碧南・高浜・刈谷・知立の計8市に農業用水・工業用水を供給している用水路で、安城市に事務所があります「明治用水土地改良区」が管理・運営しています。

明治用水の総延長は、約1,430kmで、岡崎市域においては、矢作川から西の地域に、この用水路が設置されています。

この矢作川から西の地域のうち、下水道の処理分区という区域でいいますと、橋目・新堀・西本郷・島

坂・暮戸・北野の処理分区に該当する地域が、下水道に接続できる地域となっておりますが、いまだ下水道に接続していない方もおみえです。また、この、下水道に接続していない方の中には、浄化槽を通した排水を明治用水に流させてもらっている方がおみえです。

明治用水土地改良区としましては、この排水は、本来の目的外の水ですので、排水を流す方から、用水施設の使用料及び管理費の応分の負担としまして、管理阻害補償金の賦課徴収を行っています。

この、明治用水に排水している方が、下水道に接続しますと、明治用水への排水がなくなりますので、その方への管理阻害補償金の徴収はやめることとなります。

下水道に接続した場合は、明治用水土地改良区に連絡するよう、管理阻害補償金の通知書や明治用水土地改良区の広報誌等を通じて呼びかけておりますが、実際は、その連絡が確実に入るわけではありません。

そこで、明治用水土地改良区としましては、岡崎市に下水道接続者の情報提供を依頼して、市から、下水道に接続した方の情報を得ることにより、現地確認を行った上で、管理阻害補償金の徴収をやめる手続きをとることとしております。明治用水から市への情報提供の依頼は、資料の2枚目にございます、年度当初に市へ依頼文をいただきまして、この依頼を受けまして、2か月に1度、市から、下水道接続者の情報提供を行っております。

提供する情報としましては、下水道工事の申請者・申請者の住所・下水道に接続するための設備の設置場所・工事の受付年・工事の完成年月日です。件数は1回の提供でおおよそ40件でございます。

情報の提供方法は、ExcelデータをEメールにて送信する形にしておりますが、別メールでパスワードを送り、そのパスワードを入力しないとデータが見られないようにして、セキュリティに配慮しています。

岡崎市が提供する情報をもとに、管理阻害補償金の徴収をやめる手続きを確実にすることで、管理阻害補償金と、下水道に接続したことで岡崎市が徴収することになる下水道使用料との重複徴収を防ぐことができます。市民にとってはメリットとなりますので、情報の提供は必要と考えております。説明は以上になります。

(山崎会長)

各委員の方から、御質問等はありませんか。

(深津委員)

下水道にまだ接続していない区域というのが、橋目等の区域ですか。

(サービス課：宮瀬)

橋目・新堀・西本郷・島坂・暮戸・北野の処理分区に該当する地域は、下水道に接続できる区域になりますが、まだその中で下水道に接続していない方がいまして、そうした方の中には浄化槽を通して排水する方がいまして、その排水先がどこかという明治用水に流させてもらっているというわけです。

(深津委員)

では提供するの、明治用水に排水している方たちの情報ということで、それ以外の方の情報というのはどうなっていますか。

(サービス課：宮瀬)

市としては、どの方が明治用水に排水しているかは把握していませんので、北野から島坂区域の中で、これだけの方が下水道に接続しました、という情報を提供しております。ですので、その中には明治用水に排水していない方も含まれています。

(事務局：鈴木)

個人情報目的外提供報告書に記載されている根拠条項ですが、岡崎市個人情報保護条例が10月で一部改正しているため、手引の冊子とは根拠の条項がずれていますが、改正前では第8条第1項第5号、改正後では第8条第2号第6号による個人情報の目的外利用における報告となります。

(庄村委員)

提供することに相当の理由があり、かつ、個人の権利利益を不当に害するおそれがないかどうかということ判断するというわけですね。

(山崎会長)

この個人情報目的外利用につきましては問題ないということによろしいでしょうか。

では、本日はここまでにしたいと思います。

以上で平成27年度第3回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。

平成27年12月1日

(署名者)

岡崎市情報公開・個人情報保護審査会

会長 山崎 浩司